

教育資料室だより

No.30 令和7(2025). 10. 15

発行 桐生市教育資料室

桐生市小曾根町3-30 (桐生市教育センター内)

電話 0277(43)6191

桐生の教育史をたどる

【学制 その15】生徒心得

第27号で学校の管理運営上のきまりである「校則」を紹介しましたが、生徒(児童)の訓育の方針や生徒として守るべきことを示したものが「生徒心得」です。下に文部省の意を受け東京師範学校(以下:東師)が作成した心得全文と群馬県(以下:県)が編成した心得の抜粋を掲載します。

東師第1条では、起床したら顔と手を洗い口を漱ぎから始まり、忘れ物や落とし物をしない、家人に挨拶せよ等を、第14条では、便所の使い方にもふれ、こまごまとした生活態度についても述べています。

徳川幕府から明治政府へと為政者は変わっても、封建的体質は続き、教師は絶対的な権威者であり、主[77]的な存在だったことも読み取れます(東師第3条~7条、県第3条等)。授業中に、よそ見をしたり、おしゃべりをしたりしない。発言するときは挙手して許可を得てからなど、一斉授業では当然のこと書かれています(東師4条・11条)。また、学習について、日々の努力の大切さや家庭での復習の必要性も説いています(県10条)。

馬車の往来も頻繁になっていたのででしょうか、通学途中に無用な寄り道をしたり、ふざけ半分で遊んだりしていて、交通事故に遭わないようにという規定(東師17条、県18条)もあります。

貧富の差の大きかった時代、倫理的・道徳的な内容も多く盛り込まれています。県15条には、着ている物の善し悪しを詮索しない、13条(紙面の都合上掲載できませんでしたが)には弁当の中身を云々しないとも書かれています。また、不敬不遜な態度をとらない、人を誹謗しない(県20条)など、人権に対する配慮は、昔から変わりありません。〈学制その16へ続く〉

☆参考『桐生市教育史(上巻)』『群馬県教育史(第一巻)』

小學校生徒心得 (東京師範学校版 明治六年六月)

- 第一条 毎朝早々起キ顔ト手ヲ洗ヒ口を漱キ髪ヲ搔キ父母ニ礼ヲ述ヘ朝食事ヲ終レハ学校ヘ出ル用意ヲ為シ先ツ筆紙書物等ヲ取揃ヘ置テ取落シナキ様致スヘシ 但出ル時ト帰リタル時ハ必ス父母工挨拶ヲ為ス可シ
- 第二条 毎日ノ参校ハ受業時限十分前タルベシ
- 第三条 校ニ入り席ニ就カントスル時教師ニ礼ヲ致スヘシ
- 第四条 席ニ着キテハ他念ナク教師ニ教ヘ方ヲ伺ヒ居テ仮リニモ外見雑談等ヲ為ス可ラス
- 第五条 教師ノ許シナクシテ教場ヘ入る可ラス
- 第六条 受業ノ時刻至レハ控室ニ於テ銘々ノ席ニ着キ教師ノ指示ヲ待ツ可キ事
- 第七条 若シ受業ノ時限ニ後レ参校スルトキハ猥リニ教場ニ至ル可ラス遅刻ノ事情ヲ述ヘ教師ノ指図ヲ待ツ可キ事
- 第八条 出入リノ時障子襖等ノ開閉ヲ静カニス可シ書物ノ取扱方ハ成文ケ丁寧ニシテ破損セサル様ニス可シ書物ヲ開クニ爪ニテ紙ヲ傷メ又ハ指ニ唾シテ開クコト無ルベシ
- 第九条 毎日ヨク顔手衣服等ヲ清潔ニシテ参校ス可シ
- 第十条 生徒タル者ハ教師ノ意ヲ奉戴シ一々指揮ヲ受クベシ教師ノ定ムル所ノ法ハ一切論ス可カラス我意我慢ヲハ出ス可ラス
- 第十一条 受業中自己ノ意ヲ述ベント欲スル時ハ手ヲ上ケテ之ヲ知ラシメ教師ノ許可ヲ得テ後ニ言フ可シ
- 第十二条 人ヲ誹謗シ或ハ朋友ト無益ノ争論致ス可カラス但文学問答ノ儀ハ苦シカラズ然レトモ語ヲ敬ヒ礼儀ヲ失ハス喧シク語ル可カラス豪慢不遜ノ語ヲ出ス可カラス
- 第十三条 師友又ハ其他知リタル人ニ遭ヒタランニハ礼儀ヲ尽シテ挨拶ス可シ帽アリシトキハ之ヲ脱ス可シ
- 第十四条 便所ニ行キタラハヨク心ヲ用キテ便所又ハ衣服ヲ汚サヌ様ニス可シ
- 第十五条 人ノ部屋ニハ案内ヲ乞テ後ニ入ル可シ
- 第十六条 校内ハ勿論他所タリトモ相交ヒノ交リハ親切ニ為シ挨拶応接等謙遜ヲ旨トシ決シテ不敬不遜ノ振舞アル可ラス
- 第十七条 途中ニテ遊ヒ無益ノ場所ニ立ツ可ラス無益ノ物ヲ見ル可ラス疾リ走ラス若シ馬車等ニ遭フコトアラハ早ク傍ニ避ケテ馬車等ノ妨ケニナラス自身ニ怪我ナキ様ニス可シ

〔桐生市教育史上巻174〜175ページ〕

群馬県編成 小學校生徒心得 抜粋 (明治十年九月)

- 夫れ人は幼穉の時より学校に入り勉強して身を修め行を正うし智を開き業を昌にし人に頼らずして自営するの基を立てずんば阿るべからず されば 智者も富貴の勉強より生ずといへり天下有用の人となり世に貴重せられて富榮を一生に全するも世間無用の人となり世の輕蔑(蔑)を受けて一生貧賤に過すも 幼穉の時より勉強して学問せらるると否らざるの二つに原くものなり ……前文後略
- 第一条 毎朝早く起し面を洗ヒ口を漱ギ髪を櫛リ衣服を正し而して父母尊長ヘ一礼し其安否を伺ヒ食事畢リて直に学校ヘ出るの用意をなすべし尤当日入用の筆紙書籍器具等取落しなき様致すべし
 - 第三条 教師は我に學術を授け智を開き才を長し將來幸福を讀る基を建つる恩人なれば常に敬礼の意を失ふべからず
 - 第四条 挙止は静なるべく言語は穩なるべし教場に入ては先ず教師に敬礼を行ひ後業に就き心を鎮め他念なく教師の教を受け若し不審の廉あれば反覆質問し了解を得て後止むべし 但質問は他生の妨とならざる様注意し溫柔に教を受くべし
 - 第九条 急に覺えんとする時は却て忘れやすきものなれば一事を覚えて後一事に移るよう心掛くべし
 - 第十条 覺えあしきとて倦み怠るべからず油断なく勉強する時は自然に覺ゆるものなり 但 日々退校後宅にて其日教を受けし処を幾度も繰返し復誦すべし
 - 第十四条 校内に限らず何処と雖も壁堀其他の物ヘ濫書すべからず苟且にも粗暴野卑の挙止の嘲を受べからず
 - 第十五条 人の衣裳の精粗美惡を称譽譏笑すべからず
 - 第十七条 学校ヘ往復の途中は勿論平素遊歩の時と雖も路傍の樹木花草を損害し或いは果實を採リ田畝を踏荒し瓦礫土塊を投ぐる等総て不行儀あるべからず
 - 第十八条 学校ヘ昇校する途中に於て遊び戯るべからず若し馬車等に出逢ふときは其通り過るを待ち決して其前を過ぐるべからず
 - 第二十条 朋友と睦しく交リ不敬不遜の振舞決してあるべからず又人を誹謗すべからず
 - 第二十一条 人より争を仕懸るとも決して之と争ふべからず其由を教師に告げて其指示を受べし
 - 第二十三条 人の子弟たる者は日々学校に至りて學業を勉勵するのみにては未だ全く其務を尽すにあらず帰宅の上父母長者の命ずる所は喜で之に従ひ敢て辛苦を厭うべからず ……規定は全二十四条からなります

〔桐生市教育史上巻175〜178ページから抜粋〕

